

随意契約（相手方指定）調書

件名	放課後児童事業情報配信システムの運用・保守業務委託	No.5200305
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	633,600円（消費税込み）	

契約相手方	HENNGE株式会社 (法人番号：2011001034562)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	放課後児童事業情報配信システムの運用・保守業務委託
指名業者 （案）	名称 HENNGE株式会社 所在地 東京都渋谷区南平台町16番28号 代表者 代表取締役 小椋 一宏
特命理由	<p>本件は、区内学童クラブ及びにこにこすくーるに在籍する児童の保護者等に対して、緊急時・災害時等に迅速かつ適切な情報提供を実施するための放課後児童事業情報配信システムの運用保守を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本件は、電話や通知文以外で迅速に保護者へ正確な情報提供ができる情報連絡網の確立のほか、職員の事務負担軽減を図るため令和2年度に実施され、見積競争により上記業者が選定された。</p> <p>本システムの構成や設定情報については、上記業者がシステムの著作権を有していることから、本件を履行できるのは上記業者のみとなる。また、昨年の履行状況も良好であるため引き続き円滑かつ効率的な業務の履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）